

# 奥羽大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 奥羽大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、奥羽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の理念を背景にその使命・目的を大学、大学院とも学則第1条に明確に定めており、また、大学の目的、教育目的は大学案内、ホームページ等で簡潔な文章で明示している。

歯学部・薬学部ともに「人間性豊かな」歯科医師と薬剤師の養成をうたっており、知識、技術そして芸術の3本柱の上に「思いやり」と「誠実な心」をもった医療人を目指している。自己点検・評価を毎年実施しており、時代の変化への対応も逐次行っている。

大学の使命・目的、教育目的は三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを学部ごとに明確に定め、それに沿った多様な試験方式を実施するとともに、公正な選抜が行われている。教育目的を踏まえた学部別のカリキュラムポリシーが設定され明示されている。カリキュラム委員会が組織され、教員の意見を取入れながら教育課程の編成が行われている。学生支援については、学年主任、少人数クラス担任制やアドバイザーを設置している。ディプロマポリシーが学部ごと、大学院歯学研究科に定められており授業概要に明示している。歯学部は学年制を薬学部は単位制をとっている。学生の授業アンケートを教員にフィードバックし、教員各々による設定目標に対する自己点検・評価が行われている。学生への経済的支援については、奨学金や歯学部父兄会共済基金を設けている。教員の採用・昇任は規則に基づき実施されている。校地・校舎、施設・設備は設置基準を満たしている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人晴川学舎寄附行為第3条に法人の目的を定め、適切な運営が行われている。理事会は最高意思決定機関として寄附行為に基づき適切に運営されている。決定事項については、教授会、大学院研究科委員会、事務局部課長会などで共有されている。学長を議長とする学部長会を月1回開催し、学長によるリーダーシップのもと、円滑な大学運営が行われている。法人と教育研究組織は意思疎通がなされている。監事が法人業務や財産の状況を監査し理事会で意見を述べることとなっている。事務組織規程により組織編制、職員配置が決められ、事務分掌規程により各部署の担当事務が明確にされている。SD(Staff Development)研修が実施されている。予算編成方針に基づき、適切な財務運営の確立がなされている。学校法人会計基準を遵守して会計処理を適正に実施している。監事による監査は、厳正に実施されている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。学長を委員長とした自己点検・自己評価委員会があり、自己点検・評価する体制が適切に整備されている。大学機関別認証評価機関の評価項目に沿ってエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施されている。自己点検・評価の結果については報告書として教職員に周知され、問題点が学内で共有されるとともにホームページに掲載され、社会に公表されている。抽出された問題点は改善のための方策が立案され PDCA サイクルが確立されている。自己点検・評価の結果が大学運営の改善・向上に有効に機能している。

総じて、大学は自らが掲げる使命・目的に基づき適切に教育・研究、地域連携に取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」「基準 B.地域に根ざした医療人育成」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成するという建学の理念を背景にその使命・目的を大学、大学院とも学則第 1 条に明確に定めている。

歯学部・薬学部ともに「人間性豊かな」歯科医師及び薬剤師の養成をうたっており、知識、技術そして芸術の 3 本柱の上に「思いやり」「誠実な心」をもった医療人を目指している。加えて、使命・目的を達成するために意味、内容が具体化された教育目標を掲げている。

大学の目的、教育目標は学則、大学案内、ホームページ等に簡潔な文章で明示している。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 【理由】

大学の個性・特色は大学ホームページ、大学ポートレートなどに明示され、使命・目的及び教育目標に反映されている。特に、福島県では唯一の歯学部であることから、障がいのある人に対する歯科診療などを特色とし、地域に根ざした歯科医師の育成に努めている。

大学、大学院の使命・目的はそれぞれの学則に定められており、学校教育法第 83 条に適合している。

また、自己点検・評価を毎年実施しており、時代の変化に応じて教育目標の見直しなどの対応も逐次行っている。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学は、使命・目的を寄附行為、学則に定め、毎年行う FD(Faculty Development)、SD 研修会において、再認識のための説明を行うことで役員や教職員の理解と支持を得ている。

授業概要、大学案内、ホームページ等に明記し、学内外への周知を図っているほか、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等の事業を機会として、使命・目的や教育内容の説明に努めている。

大学の使命・目的、教育目標は、三つのポリシーに反映され、各ポリシーは具体的に表現されている。また、大学は、目的、教育目標を達成するための教育研究組織を整備し、構成などを含めた全体の整合性もとれている。

## 基準 2. 学修と教授

#### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを学部ごとに明確に定め、大学案内、入学試験要項、ホームページ等で社会に公表している。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等の事業を機会として参加者に対して説明を行っている。

アドミッションポリシーに沿って、学力と人間性のバランスに優れた学生を選抜すべく多様な方式を実施するとともに、入学試験委員会を組織して公正な選抜が行われている。また、歯学部では一般入試をはじめ多くの入試形態に面接を導入している。

学生の受入れに関しては、歯学部、薬学部ともに恒常的に入学定員に満たない状況が続いている。平成 27(2015)年度より実施された特待生選抜により一時的な入学者は増加傾向にあるとはいえ、この制度が 6 年間だけの暫定的な事業であることから、今後の定員充足率を是正するため、広報活動も含めて抜本的な学生確保の施策が急務となっている。

【改善を要する点】

○歯学部歯学科の収容定員充足率は、0.7 倍未満であるため改善を要する。

【参考意見】

○薬学部薬学科の収容定員充足率は未充足であり、入学定員確保に向けた一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ学部別のカリキュラムポリシーを設定し、授業概要、ホームページ、大学ポートレート、大学案内、入試要項に明示している。このポリシーを達成すべく、カリキュラム委員会が組織され、教員の意見を取入れながら教育課程の編成が行われている。

歯学部では、PBL(Problem Based Learning)、「科目選択ゼミナール」、エレクトィブスタディ、サービ斯拉ーニングといった教育法を取入れるとともに、「郡山学／福島学」といった地域に密着した科目設定がなされており、カリキュラム編成に工夫がなされている。薬学部では、併設している歯学部と連携し、合同講義や演習などを行い、医療人としての

自覚の向上やチーム医療の重要性を学ぶ科目設定がなされている。大学院歯学研究科では、研究計画報告書の提出を義務付け、その情報を指導教員だけでなく、大学院の全教員に配付して共有し、研究支援に活用するとともに、学位研究の質の担保に努めている。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教員と職員が年度計画に基づいて連携し、学部の活動、カリキュラムの策定を行っている。また、学生による授業アンケートを実施し、学生からの意見をくみ上げ、講義や修学の改善に反映させるように努めている。また、TA として大学院生を臨時職員に雇用し、教員の教育活動を支援する体制を整えている。

授業担当教員は、オフィスアワーを設け学生からの学修における疑問、相談を受けるとともに、コミュニケーションを図り、自主的な学修につなげる努力をしている。

学生支援については、歯学部、薬学部ともに学年主任、少人数クラス担任制やアドバイザーを設置し、学生の修学状況を十分に把握し、きめ細かく指導しながら学力強化のための方策を実施している。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

大学の教育理念に基づくディプロマポリシーが学部ごと、大学院歯学研究科に定められており、これを授業概要に明示している。歯学部は学年制を薬学部は単位制をとっており、授業科目における成績評価基準、進級基準、卒業認定等は学則に規定され、明確化されている。また、各科目における学修の到達目標は授業概要に明記されている。

学部での単位・進級・卒業といった成績認定は、授業概要、試験規程、卒業試験規程にのっとった試験結果をもとに、学則に従い教授会の審議を経て学長が決定している。大学院では、主査は指導教員以外から選出し、3人から5人による審査委員会において審議したのち、大学院研究科委員会の審議を経て学長が学位の授与を決定している。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備として、教育課程に早期体験実習や臨床実習を置き、入学初年度から歯科医師、薬剤師としてのキャリア構築につながる指導を行っている。

薬学部では教員と学事部学事課が中心となり、外部講師を招いたガイダンスや地元郡山市の商工会議所と連携したインターンシップを実施するなど、就職に関する指導と情報共有に対応している。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

授業アンケートの実施や教員の授業参観による相互評価の実施、歯科医師、薬剤師の資格取得状況を把握し、教育目的の達成状況の点検・評価をしている。

授業アンケートは、教員にフィードバックされ、授業参観による教員からの意見についても教育改善に反映されている。歯学部では、教員各々の授業を DVD に撮影し、FD 委員会の委員が視聴した上で、独自に設定した評価項目に基づいた評価を行っており、教員はその結果を授業改善へ積極的に活用している。また、資格取得について各科目責任者に国家試験結果の分析、改善方法を提出させ、今後に向けての検証と取組みを計画している。

教員各々が設定目標に対して自己点検・評価を行い、その評価が点数化されることにより、達成度を客観的に捉え改善計画を実行するという PDCA サイクルが確立されている。

**2-7 学生サービス**

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生への経済的支援においては、影山晴川育英奨学基金規程や歯学部父兄会共済基金規程を設けるほか、歯学部特待生規程及び薬学部特待生規程により、特待生として優秀な学

生に対して授業料の減免を行っており、学生が卒業まで学修意欲を継続しながら支援を受けることができるよう配慮している。

生活支援としてクラス担任を配置し、学生から定期的に要望・相談を受けている。学生  
の健康上の対応においては、歯学部附属病院にて対応している。学生相談においては専任  
教員が教員研究室で対応している。

学生サービスに対する学生の意見・要望をくみ上げるべく学生生活満足度調査を実施し  
学生生活改善に反映させている。

### 【参考意見】

- 学生の健康相談については、歯学部附属病院で受付けているものの学生への迅速で柔軟  
な対応のために大学内に専用の部屋を設置することが望ましい。
- カウンセラーや臨床心理士の資格を持つ専任教員がカウンセリングを行っているが、学  
生が専任教員には申出にくい状況や、教員が授業などの点で十分に対応できないケース  
も配慮し、第三者的で客観的な立場の相談員も配置することが望ましい。
- 教員研究室をカウンセリング室としているが、カウンセリング環境の整備と個人情報の  
観点から専用の部屋を設けることが望ましい。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす  
る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

教員の採用・昇任は「教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づき実施  
され設置基準を満たしており、専任教員の年齢のバランスもとれている。

教員評価は自己点検・自己評価委員会が全員に対して実施し、自己申告と委員会の評点  
をもとに学部長が総合評価点とコメントを付した上で各教員へフィードバックし教育の質  
向上に努めている。

教養教育については、学生部委員会やカリキュラム委員会が教養科目の担当者との打合  
わせにより対応している。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地・校舎、施設・設備は設置基準を満たし十分な広さを有している。また、整備は有資格職員により定期的に行われている。福利厚生施設「無垢苑」は教職員や学生に利用されており、有効に活用されている。

旧耐震基準の建築物においては耐震診断を行い、改修が必要と診断された歯学部附属病院は耐震補強を行っている。

講義、演習、実習などの授業形態に合わせ、クラスサイズは適切に管理され、必要に応じて少人数制をとっている。

**【参考意見】**

○避難訓練を全学的に実施することが望まれる。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

学校法人晴川学舎寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、事務分掌規程、職務権限規程、事務専決規程、経理規程などの諸規則に基づいた適切な運営が行われている。また、寄附行為、学則などの諸規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などに基づいて整備されている。

環境保全については、施設・設備を定期的に保守・点検整備し良好な環境を保全している。人権についてはハラスメント防止や個人情報保護に関する規程、公益通報に関する規程にのっとり管理・保護等がなされている。また、危機管理マニュアルやガイドライン等を危機管理規程に基づき定めている。

教育情報や財務情報に関する経営情報はホームページで公表されている。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は最高意思決定機関として寄附行為に基づき適切に運営されている。また、理事長と常勤理事で常務理事会が組織され、各事案につき機動的・戦略的に意思決定を行うことのできる体制が整備されている。これらの決定事項については教授会、大学院研究科委員会、事務局部課長会などで共有されており、意思決定事項が各組織に行きわたる仕組みが整備されている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

教育・研究に関する大学の意思決定機関として教授会、大学院運営委員会、大学院研究科委員会が整備されており、これら会議の結果を受けて学長の意思決定がなされている。

また、学長を議長とする学部長会を月 1 回開催し、教育・研究の方針に関する審議や歯学部と薬学部との間の連絡調整が行われるなど、学長によるリーダーシップのもと、円滑な大学運営が行われている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

##### 【理由】

学長は理事であり、教員 3 人が理事であることから理事会と大学の教育研究組織である教授会、大学院研究科委員会等との関係は良好であり、法人と教育研究組織は意思疎通が

なされている。

寄附行為に基づき監事が選任され、監事が法人業務や財産の状況を監査し理事会で意見を述べることとなっている。また、評議員会が設置され、理事会で審議する事項をチェックし意見する体制となっている。

学長の権限等も明確になっており、学長によるリーダーシップのもと、大学運営が行われている。また、教職員の意見をくみ上げるボトムアップの仕組みも整備されており、バランスのとれた運営が行われている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

事務組織規程により組織編制、職員配置が決められ、事務分掌規程により各部署の担当事務が明確にされている。加えて、職務権限規程により各部署の部長等の職務権限が示され権限の分散が図られている。また、事務専決規程により事務局長、部長、事務長が専決できる事項を定め、権限に属する事務の効率化が図られている。

職員を対象とした SD 研修を実施し、職員の資質・能力向上の機会を提供している。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

予算編成方針に基づき、各部署のヒアリングを実施の上、予算案を作成し、毎年の決算後には決算数値を基礎とした 6 年間の中期財務運営計画を作成する体制となっており、適切な財務運営の確立がなされている。

借入金がなく今後の施設計画に対する基本金組入による資金準備があり、また、事業運営に対する内部留保資金も確保されていることから、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。

### 3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

「学校法人晴川学舎経理規程」「学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程」、その他学内規則にのっとり、学校法人会計基準を遵守して会計処理を適正に実施している。

監事による監査は、財産の管理状況及び予算執行状況や理事の業務執行状況について厳正に実施され、決算時には監査報告が行われている。

私立学校振興助成法に基づき外部の監査法人による会計監査を行う体制が整備され、厳正に実施されている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

大学の自己点検・自己評価規程、学則第 1 条に基づき教育研究活動等にかかる総合的状況について使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

学長を委員長とした自己点検・自己評価委員会があり、そのもとに 6 部門の評価委員会が組織され、自己点検・評価する体制が適切に整備されている。

自己点検・評価は毎年度実施され、点検・評価報告書が作成されている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・自己評価委員会規程にのっとり、大学機関別認証評価機関の評価項目に沿ってエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施されている。

各部署に委員会を設置し、部署の活動を網羅的に把握できる者を委員とし、現状把握のためのデータ収集と分析を行う体制がとられている。

自己点検・評価の結果については学内で共有されるとともにホームページに掲載され、社会に公表されている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価の結果が報告書として教職員に周知され、問題点が共有されている。また、抽出された問題点については改善のための方策が立案され、実行に移されることから PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

自己点検・評価の結果を受けて、課題の検討からカリキュラムの改革や入学前準備教育において教育改善の効果が出ていることから、自己点検・評価の結果が大学運営の改善・向上に有効に機能している。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 地域連携・社会貢献**

**A-1 大学が有する物的・知的資源の社会および地域保健医療への提供**

**A-1-① 大学が有する人的資源の社会・保健・医療への提供**

**A-1-② 施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供**

**【概評】**

歯学部及び附属病院においては休日・夜間時間外の歯科急患の受入れ、地域歯科医療の支援、歯科検診の実施協力等に関し地域のニーズに深く関心を示し、社会、保健医療へ大きく貢献している。

薬学部においても地域との連携は強固なものとなっている。福島県薬剤師会の活動に教員が積極的に参加し、地域の薬剤師に対する教育や研修会の開催に協力するほか、実務実習の学生受入れに対する協力体制を整えるなど相互関係を構築している。

地域への施設開放や市民公開講座の実施により、地域社会の活動を支援し、大学の知的財産を地域社会に還元する活動をしている。また、高大連携講座の企画・運営や学生ボランティアによる地域の小中学校との交流、郡山市教育委員会と協定を締結する市内の小中学生を対象とした学力向上支援などを通じて地域との関係を深め、地域に貢献している。

## 基準B. 地域に根ざした医療人育成

### B-1 地域に根ざした医療人育成プログラムの実施

- B-1-① 地域に根ざした医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画
- B-1-② 歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

#### 【概評】

臨床薬学系教科の教育に設置基準以上の臨床系教員を配置するとともに、地域薬剤師会、病院薬剤師会の会員を非常勤教員として委嘱し、実践的な薬剤師業務の教育を担当することにより実務実習の効果を上げている。また、歯学部附属病院にて臨床系の医師や薬剤師が協力して薬学実務実習を実施しており、学生にとっては臨床現場での体験が貴重な機会となっている。

しかし、現在実施しているこれらの取組みが「地域に根差した医療人育成プログラム」とどう関わっているのか明確に伝わってこない。また、対象者が学生を中心に想定されており、地域の歯科医師や薬剤師を対象とした事業とは言い難い。今後、「地域に根差した医療人育成プログラム」の策定を目指す上で、本プロジェクトの意義や目標を明確にした計画の立案が望まれる。また、このプロジェクトに沿った事業の実施に期待したい。

